

答 申 個 第 2 4 号
平成26年11月27日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年5月16日付け保福監第29号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

監査指導課を訪問した際の記録文書の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第31号）

別 紙

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年2月6日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「2013年11月ごろに京都市福祉部監査指導課に訪問しました。上記の監査指導課の訪問に対して、作成された公文書」との個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、当該訪問に際し公文書を作成していないとの理由で、不存在による個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年2月25日付けで、異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成26年4月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件異議申立てに至る経過について

異議申立人は、平成25年11月26日に保健福祉局保健福祉部監査指導課（以下「監査指導課」という。）を訪問し、京都市三条保育所が、ほふく室の面積について京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める基準（以下「最低基準」という）の解釈を誤り、受入可能数を超える1歳児を入園させていると主張し、この件に対する監査指導課の見解と、京都市三条保育所に対する行政指導の実施を要求し、2箇月後までの回答を求めた。

検討の結果、平成26年1月31日、異議申立人に対し、監査指導課としては、京都市三条保育所における乳児保育室及びほふく室の面積について最低基準の解釈に法令違反はなく、行政指導等の措置を講じることはない旨を口頭で回答した。またその際、文書での回答を求められたが、監査指導課では市民から問い合わせを受けた法令等に対する解釈について文書で回答するという取扱いを行っておらず、平成26年2月3日、電話にて文書の交付ができない旨を伝えた。

(2) 本件請求に係る公文書について

本件請求内容は「2013年11月ごろに京都市福祉部監査指導課に訪問しました。上記の監査指導課の訪問に対して、作成された公文書」とあり、想定される文書は、平成25年11月26日に異議申立人が監査指導課を訪問した際の主張に対する監査指導課としての見解を回答した文書及びこの訪問に際し監査指導課が作成した対応記録文書である。

(3) 公文書が存在しないことについて

ア 監査指導課は京都市内の保育所に対し、法令等の定めにより指導監査を行っている。

年1回の一般指導監査時以外でも、他所属や他の行政機関、一般市民等からの情報提供により、法令、基準違反等の問題が起こっている可能性を認識した場合には、その重要度、緊急度により、電話、訪問等による事実確認のうえ、指導等の対応を行う場合がある。

イ 監査指導課において、市民の求めに応じて法令の解釈等について口頭で回答することはあるが、文書を作成し回答するという取扱いは行っていない。

ウ 監査指導課の見解としては京都市三条保育所において、ほふく室の面積に関しての法令違反はなく、行政指導等の措置を行う理由はないため、それらについて文書を作成することもなく、異議申立人に対し、要望には応えられない旨を口頭で伝えたものである。

エ 加えて、異議申立人の訪問に際し対応した監査指導課担当職員は、訪問の経緯及びその対応について上司への報告及び保育課の担当者との連絡調整を行っているが、保育課の担当者が異議申立人のこれまでの主張を既に詳しく知っていたことや、異議申立人が自ら持参した資料が十分に詳しいものであったことから、それらの説明に際しては訪問時に対応した職員の個人メモと異議申立人が持参した資料のみを用い、新たな公文書を作成していない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 2013年11月ごろ、監査指導課を訪ねて、児童福祉法の保育施設最低基準について解釈を求めた。担当者から、住民からの監査指導を引き受けない等のような指摘は一切なく、私は2箇月以内に結果を教えていただければと伝えた。

担当者から2箇月後、保育課と相談した上、東山福祉事務所の見解を維持するような返事を口頭で伝えられた。

担当者には、特に急ぐ必要はなかったため、2箇月以内に回答をしていただければよいと申した。しかし、何も調べることなく、文書で回答するつもりではないのであれば、その旨を回答すべきである。これでは、こちらが無駄に待たされたことになる。

- (2) 例えば、地方自治法第242条に定められている住民監査請求をすべき等であれば、監査指導課で何ら正式的な返答をする意思はないにもかかわらず、なぜ2箇月も何ら連絡もなく、京都市住民として適当な対応をしてもらえないのか。
- (3) 公文書公開請求をしたら、私の訪問に関して何ら記録さえ残っていないという状態だった。「市民から問い合わせを受けた」という文書さえ残っていない状況であり、市民からの問い合わせを受ける制度が確立していないと思われる。そのため、情報公開を請求してから異議申立てをする方法しかない状況であり、市民への配慮がない。他に金銭関係の不詳などに対して制度があるのに、監査指導課では、なぜ「市民からの問い合わせ」を受ける正式な制度がないのか。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求に対応する文書として想定されるのは、平成25年11月26日に異議申立人が監査指導課を訪問して主張した内容に対し監査指導課が回答した内容を記録した文書ないし当該訪問に関し監査指導課が作成した応対記録文書である。

- (2) 本件処分について

ア 実施機関は、異議申立人の主張に関する内部の検討は、訪問時に対応した職員の個人メモと異議申立人が持参した資料のみを用いて行い、新たな公文書を作成して

いないと主張する。

当審査会としては、市民からの問合せに回答するに当たり、その記録を残さなければならないという規程は存在しないことから、本件請求に係る公文書を作成していないという実施機関の説明は、必ずしも不合理なものとは言えないと考える。

イ 異議申立人は、何ら訪問の記録さえ残っていないという点について、異議を申し立てている。実施機関は職員の個人メモの存在を認めているため、当審査会は実施機関に当該文書の提示を求め、これを検分した。

監査指導課の職員が所持していた当該文書は、平成25年11月26日に異議申立人が監査指導課を訪問した際に当該職員が手書きで作成したもので、対応の日時、異議申立人の主張、回答期限、異議申立人の電話番号等が記載されている。また、これとは別に当該職員が自己の使用するパソコンのデスクトップに保存しているワープロソフトで作成された文書があり、平成25年11月26日から平成26年4月18日の本件異議申立てに至るまでの異議申立人とのやり取り等の経過が、時系列的に記載されている。

当該文書は、管理監督者からの指示に基づき作成されたものではなく、また、当該職員以外の職員がこれらの文書を閲覧できる状態にはないものと認められる。そうすると、当該文書については、専ら当該職員の職務遂行の便宜のために作成された備忘録であって、実施機関において組織的に用いているものではなく、条例第2条第5号に規定する公文書に該当しないものと認められる。

(3) 以上から、本件請求に係る公文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年	5月16日	諮問（諮問個第31号）
	6月13日	実施機関からの理由説明書の提出
	7月16日	異議申立人からの意見書の提出
	8月26日	実施機関の職員の理由説明（平成26年度第4回会議）
	9月24日	異議申立人の意見陳述（平成26年度第5回会議）
	10月23日	審議（平成26年度第6回会議）
	11月27日	審議（平成26年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第2部会（部会長 市川 喜崇）